

○東京藝術大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則

昭和36年4月1日
制 定

改正	昭和47年2月28日	昭和50年4月1日
	昭和51年4月1日	昭和53年4月1日
	平成5年2月18日	平成11年1月1日
	平成16年4月1日	平成16年6月24日
	平成16年9月28日	平成17年4月1日
	平成25年10月24日	平成27年3月26日
	平成29年1月19日	平成31年3月7日
	令和2年3月26日	令和6年3月21日
	令和7年4月25日	

(趣旨)

第1条 東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第105条第2項の規定に基づく、授業料及び寄宿料（以下「授業料等」という。）の免除並びに同第103条の規定に基づく授業料の徴収猶予の取扱いは、この規則の定めるところによる。

(選考機関及び許可)

第2条 授業料等の免除（休学による免除を除く。）及び徴収猶予は、当該学部又は研究科の学生生活委員会（以下「学部等学生生活委員会」という。）及び学生支援室（以下「支援室」という。）の意見を参考として、学期ごとに学長が許可する。

2 前項の規定にかかわらず、学部学生のうち、機構の給付型奨学金制度における認定を受けた者の授業料免除については、学部等学生生活委員会の意見を省略できるものとする。

(免除対象者)

第3条 授業料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の納期前1年以内に、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (4) 授業料の未納を理由として除籍された場合
- (5) 徴収猶予の許可を受けている学生が願い出により退学を許可された場合
- (6) 学則第76条第5号又は東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条第4号により除籍された場合において、授業料が未納である場合
- (7) 多子世帯（学士課程）に属する者であり、かつ、学業優秀と認められる場合（東京藝術大学音楽学部SSP（Special Soloist Program）の授業料免除）

第4条 東京藝術大学音楽学部SSP（Special Soloist Program）の入学を許可された場合は、1年次の授業料の全額を免除する。

(休学許可による授業料免除)

第5条 休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。

(申請手続)

第6条 第3条第1号又は第2号により授業料の免除を受けようとする者は、本学の指定する期間内に、次に掲げる書類を添えて、学長に提出するものとする。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) その他本学が必要と認める書類
(免除の額)

第7条 免除の額は、原則として授業料の全額、2／3、半額又は1／3とする。
(徴収の猶予)

第8条 授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 授業料の納期前1年以内に、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難であると認められる場合
- (3) 行方不明の場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項の徴収猶予の申請は、第6条の手続きに準じるものとする。

3 前項第1号及び第2号の納付が困難であることの認定は、第2条及び第6条に準じる。

4 前項の徴収猶予の期間は、前期にあつては9月末日まで、後期にあつては1月末日までとする。

5 免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(寄宿料の免除)

第9条 寄宿料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

- (1) 死亡又は行方不明のため除籍された場合
- (2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付困難と認められる場合
- (3) 授業料の未納を理由として除籍された場合
- (4) 学則第76条第5号又は大学院学則第39条第4号により除籍された場合において、寄宿料が未納である場合

2 前項第2号に基づき寄宿料の免除を受けようとする者は、免除願に居住地の市町村長（特別区の長を含む。）の被災状況証明書を添えて願い出なければならない。

3 免除の額は、原則として寄宿料の全額とする。

(免除又は徴収猶予の取消)

第10条 授業料等の免除又は授業料の徴収猶予を許可された者は、その理由が消滅したとき、速やかに届け出なければならない。

2 前項の届出があつたとき及び願い出の書類に虚偽若しくは不正の事実が判明したときは、当該学部等学生生活委員会及び支援室の意見を参考として、学長がその許可を取り消すものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、学長が別に定める。

附 則（抄）

この規則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和47年2月28日から施行する。

附 則

この規則は、昭和50年9月18日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和53年2月16日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年1月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。